

魚津市告示第42号

魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱（平成21年魚津市告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第3条を削る。

第2条中「の実現をめざす」を「を実現する」に改め、「魚津市内で開催されるコンベンションの主催団体及び魚津市内の宿泊施設を使用する」を削り、「補助金」を「魚津市コンベンション開催事業補助金（以下「補助金」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） コンベンション 学会、大会・会議、企業ミーティング、合宿及び修学旅行並びにこれらに類するものであって、これらの参加者の全部又は一部が市内の民間宿泊施設に宿泊するものをいう。
- （2） 学会 研究者により構成される団体であって、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするものが主体となって、当該団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会又はこれらに類するものをいう。
- （3） 大会・会議 各種の団体及び組織の構成員が、特定の課題に対して意見の発表又は討論をするための集会又はこれらに類するものをいう。
- （4） 企業ミーティング 企業等が自社の社員、グループ社員等に対して行う各種会議、研修会、セミナー、式典等又はこれらに類するものをいう。
- （5） 合宿 各種の団体及び組織の構成員が行うスポーツ活動、文化活動等に関する練習もしくは交流試合又はこれらに類するものを行うために、一定期間滞在するものをいう。

(6) 修学旅行 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び高等専門学校行事の一環として、教職員の引率により児童又は生徒が行う団体行動を伴う見学、研修のための旅行又はこれらに類するものをいう。

第4条を次のように改める。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となるコンベンション（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内で開催されるものであること。
- (2) 参加者のうち富山県外から参加する者で、市内の民間宿泊施設に宿泊する者の延べ人数が、50人以上であること。
- (3) 開催するに当たり、市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の交付、市又は市教育委員会の後援に基づく公共施設の使用料若しくは利用料金の減免又はこれらに準ずる助成を受けていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が主催又は共催するものでないこと。
- (5) 政治活動、宗教的活動又は営利活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗を害するものでないこと。

第10条を第11条とする。

第9条中「市長は、」の次に「補助事業者が」を、「ときは」の次に「、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し」を加え、「一部又は全部」を「全部又は一部」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「補助金の交付決定を受けたもの」を「補助事業者」に、「実績報告書」を「魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書」に、「次の関係書類」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 施設利用料の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「に規定する」を「の規定により」に改め、同項第1号及び第2号中「市長の承認を受けなければならない」を「あらかじめ市長の承認を受ける」に改め、同条第2項中「前項」を「第7条第1項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「補助金の交付の申請」を「前条の申請」に改め、同条第2項中「補助金の交付を決定した場合」を「前項の決定をしたとき」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「者は、」の次に「原則としてコンベンションの開催日3か月前

までに」を加え、「より、原則としてコンベンションの開催日6か月前までに次の関係書類」を「次に掲げる書類」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 参加者名簿

第5条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(交付の対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

対象経費	補助金額
コンベンションの開催に要する魚津市内での宿泊費	(1) 学会、大会・会議、企業コンベンション ア 県外からの参加者 1人当たり1泊につき1,000円 イ 外国からの参加者で日本国籍を有しない者 1人当たり1泊につき6,000円 ※1団体1回につき30万円を限度とする。 (2) 合宿、修学旅行 ア 県外からの参加者 1人当たり1泊につき800円 イ 外国からの参加者で日本国籍を有しない者 1人当たり1泊につき6,000円 ※1団体1回につき30万円を限度とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名 印
電話番号

年度魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書

年度において、魚津市コンベンション開催事業を実施したいので、魚津市コンベンション開催事業補助金を交付されるよう魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 参加者名簿
- (4) 開催要領
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

コンベンション の名称	
開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） (泊 日)
開催する会場	
宿泊施設	
参加者数	人
宿泊者数	県外からの宿泊者 人 国外からの宿泊者 人
延べ宿泊者数	県外からの宿泊者 延べ 人（泊） 国外からの宿泊者 延べ 人（泊）
(事業目的)	
(事業日程・内容)	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名 印
電話番号

年度魚津市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）
承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市コンベンション開催事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市コンベンション開催事業については、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 補助申請金額（事業計画の変更の場合のみ）
（変更前）金 円
（変更後）金 円
- 4 関係書類（事業計画の変更の場合のみ）
 - （1）事業計画書（様式第2号）
 - （2）収支予算書（様式第3号）
 - （3）参加者名簿

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名 印
電話番号

年度魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市コンベンション開催事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市コンベンション開催事業について、魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（様式第 6 号）
- (2) 収支決算書（様式第 7 号）
- (3) 宿泊証明書（様式第 8 号）
- (4) 施設利用料の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

事業実績書

コンベンション の名称	
開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） (泊 日)
開催した会場	
宿泊施設	
参加者数	人
宿泊者数	県外からの宿泊者 人 国外からの宿泊者 人
延べ宿泊者数	県外からの宿泊者 延べ 人（泊） 国外からの宿泊者 延べ 人（泊）
(事業目的)	
(事業日程・内容)	

様式第 8 号（第 9 条関係）

宿 泊 証 明 書

年 月 日

宿泊施設	所在地
	名称
	代表者氏名 印

下記のとおり、県外・国外から宿泊があったことを証明します。

コンベンション の名称	宿泊年月日	宿泊者数	
		県外	国外
宿泊年月日 及び宿泊者数	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	年 月 日 ()	名	名
	合 計		名

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。